



目 次	ページ
規 則	
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則（4・1 掲示）	1
告 示	
○中芸広域連合の規約の変更の許可（市町村振興課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
○定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め（漁業管理課）	1
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	1
○都市計画の変更（2件）（都市計画課）	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（2件）（公園下水道課）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
公 告	
○平成22年度製菓衛生師試験の実施（食品・衛生課）	2
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（" "）	3
○開発行為に関する工事の完了（3件）（都市計画課）	3
高知県人事委員会告示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正	3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達（3・26掲示）	3

規 則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成22年4月1日（掲示済）
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

（平成22年高知県条例第20号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、この規則の公布の日とする。

告 示

高知県告示第226号
中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成22年3月23日付で許可した。
平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第227号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市羽根町字コヲヅクロミ甲3381のロ
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字コヲヅクロミ甲3381のロ（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第228号
漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。
平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

- 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

- ◎定置漁業権（1件）
- 公示番号 定第1,041号（須崎市下甲崎西沖 ぶり）
 - 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市下甲崎西沖
 - 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市下甲崎くつが鼻漁場基点
基点乙 須崎市下甲崎じんだ濔漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に132度23分の線と乙から甲を見通した線から右に33度48分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に93度35分の線と乙から甲を見通した線から右に62度25分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に186度0分の線上甲から136メートルの点
アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域
 - 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり、あじ、その他 10月1日から翌年8月30日まで
定置漁業
 - 地元地区
須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通
 - 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
 - 免許予定日
平成22年7月13日
 - 漁業権の免許申請期間
平成22年4月26日から同年5月17日まで
 - 漁業権の存続期間
免許の日から平成25年8月31日まで
（この告示による定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第229号**
安芸郡奈半利町長谷の一部地区及び幡多郡大月町頭集の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直
- 調査を行った者の名称
 - 奈半利町
 - 大月町
 - 調査を行った地域及び時期
 - 安芸郡奈半利町長谷の一部

平成19年度及び平成20年度
 (2) 幡多郡大月町頭集の一部
 平成19年度及び平成20年度
 3 成果の名称
 (1) 奈半利町地籍図及び地籍簿
 (2) 大月町地籍図及び地籍簿
 4 認証年月日
 平成22年4月13日

高知県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
安芸都市計画道路（1・4・1号南国安芸線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
安芸郡芸西村西分字浅津の一部
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに安芸市役所及び芸西村役場

高知県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
香南都市計画道路（1・4・1号南国安芸線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
香南市野市町東野字ツノ丸の一部
香南市野市町土居字追辻、野々土居、藤四郎、興右エ門邸、倉ノ神邸、六窪邸、本久邸、源右エ門邸、久保田、高樋及び福永の各一部
香南市香我美町徳王子字紅葉賀、花宴、若紫、榊、須磨、野分、夕顔、鈴虫及び夕霧の各一部
香南市夜須町坪井字瀧ヶ岡、神木、ワクガ内、野神、コモノ本、熊崎及び上樋田の各一部
香南市夜須町西山字丸山、峯滝、旭山、成相、西峯及び神ノ木谷の各一部

香南市夜須町出口字城ノ門、上中代、船渡シ、堀町、ス川、ツクダ、口槇ヶ谷及び槇ヶ谷の各一部
 香南市夜須町千切字伊槇谷及び槇ヶ谷の各一部
 香南市夜須町手結山字葉萮谷、葉萮谷山、上大谷山及び下大谷山の各一部
 安芸郡芸西村西分字芋谷、山屋敷、アゾウ谷、ヒエ尻、飯森端、飯森東端、榎田及び浅津の各一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課並びに香南市役所香我美庁舎及び芸西村役場

高知県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
安芸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和57年1月高知県告示第8号安芸都市計画下水道事業（安芸市公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和57年1月12日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成19年4月高知県告示第303号の事業地のうち安芸市港町一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

高知県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
香美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年10月高知県告示第693号高知広域都市計画下水道事業（香美市公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和58年10月25日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成16年4月高知県告示第325号の事業地に香美市土佐山田町西野溝ノ南、シナシ西、シナシ北、ナル石、ナベ山、伏原、伏原山、大ツカ西、神母ノ木川原、郷元、川尻、突廻、伊気元、西野、牛ツキ岩、古告野、下舟渡、上舟渡、下野、鹿落、川添、北野、夢野、鹿落南ノ丸、散田、夢野酒屋床北、南酒屋床、鹿寝覚、西ノ丸ノ南、鏡石、西ノ丸ノ北及び下赤亀の一部地内を加え、城ノ南、楠目、土居、中村、山ノ間丸及びシナシ下地内において事業地を変更する。

高知県告示第234号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成22年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町西野字ルノ丸	1702番4 1702番9	4.91 4.91	21.64 23.90	

 公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成22年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成22年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
平成22年7月15日（木）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料
9,400円（高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。）
- 4 受験願書の提出期間
平成22年6月11日（金）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成22年6月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 5 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。た

だし、住所地が高知市である場合にあつては、高知市保健所（2） 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課

6 合格者の発表

平成22年7月29日（木）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、窪川土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があつた。

平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直
役名 氏名 住 所
(退任)
理事 中平 佳男 高岡郡四万十町仁井田1310-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、田野町土地改良区の定款の変更を平成22年3月31日に認可した。

平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

Table with 3 columns: 許可番号, 開発区域に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row 1: 平成22年1月28日 21高都計第579号, 南国市久礼田字前嶋526番6, 南国市久礼田1427番地の1 徳橋 城

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

Table with 3 columns: 許可番号, 開発区域に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row 1: 平成22年1月28日 21高都計第607号, 南国市稲生字西井川2227番3, 南国市稲生2092番地3 松岡 春菜

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

Table with 3 columns: 許可番号, 開発区域に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名. Row 1: 平成21年12月11日 21高西土第1100号, 土佐市用石字柿木畑155番1ほか, 土佐市用石157番地 株式会社前川博之商店 代表取締役 前川 博之

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第5号

平成14年4月高知県人事委員会告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成22年4月13日
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎
表を次のように改める。

Table with 4 columns: 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目, 試験等の名称, 開示する内容, 口頭により開示請求を行うことができる期間, 口頭により開示請求を行うことができる場所. Row 1: 高知県職員等, 次の1から3までのと, 最終合格, 人事委員

Table with 4 columns: 採用上級試験, 高知県職員等採用中級試験, 高知県職員等採用初級試験, 高知県警察官A(男性)採用試験, 高知県警察官A(女性)採用試験, 高知県警察官B(男性)採用試験, 高知県警察官B(女性)採用試験, 身体障害者を対象とした高知県職員等採用選考試験, その他人事委員会が実施する職員等又は警察官の採用に係る競争試験又は選考審査. Content: おり開示する。ただし、警察官A(男性)採用試験及び警察官B(男性)採用試験については、高知県を志望した受験者の情報に限る。1 第1次試験のみの受験者については、科目別得点、総合得点及び順位 2 第2次試験の受験者については、科目別得点(第1次試験の得点を含む。)、総合得点(第1次試験の得点を含む。)及び順位 3 第1次試験又は第2次試験に得点及び順位以外の理由で合格しなかった受験者については、合格しなかった理由

採用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県採用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。
なお、当該書類を受領しないときは、平成22年4月16日をもって同項の規定による送達があつたものとみなされます。

平成22年3月26日（揭示済）

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書類の種類

平成22年3月24日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

南国市稲生字崩レ2694番5及び2694番6の土地の所有者

居所不明。ただし、住民票住所

香川県坂出市川津町3413番地

山本 憲彰